

薬機法関連広告における 使用体験談内の効能効果表現の注意点

ヤフー株式会社

2021年11月

体験談内の効能効果について

薬機法 (※) で認められた範囲内の効能効果であっても、
体験談内では表現することはできません

表現例

体験談

「認められた
効能効果」が
あった！



認められた効能効果であっても、
体験談で語られることで、それが
「誰にでも効く」「間違いなく効
く」「誰でも改善する」という**保証表現**になってしまうためです。

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

体験談内の効能効果について

体験談とは

- **体験談が書かれた記事コンテンツ**
 - ↳ ランディングページの全体や大半が体験談形式
 - ↳ 登場人物が実在する人物と分かるアニメ、漫画
- **ページ内に埋め込まれているSNSでのユーザーのレビュー**
- **ユーザーの体験に関するアンケート結果
(90%が〇〇を実感)**
- **読者モデルによる使用体験コメント など**

体験談内の効能効果表現の具体例（掲載不可の表記例）

体験談内の効能効果表現

保湿効果に満足しています

すごく潤いました

キメが細かくなって、チヨット嬉しくなるくらい効果が実感できました

こんなにハリがでるなんて…まさにパーフェクトですね

使うほどに髪がツやつやに

黄ばんで汚れていた歯が真っ白に

満足度98%！

※個人差があります
※効果を保証するものではありません

などの脚注を入れた場合でも、**体験談＋効能効果表現は不可**となります

注意事項

- 本資料は、作成時点でのYahoo! JAPAN 広告掲載基準（以下「掲載基準」と表記）に基づき作成しております。
今後内容を見直すことがありますのでご理解ください。
また、本資料は掲載基準の内容の一部を抜粋して作成しておりますので、出稿の際は掲載基準の全項目を必ずご確認ください。
- 本資料で紹介した内容に準拠した広告の場合でも、各種法律に違反しないことや弊社での広告の掲載を保証するものではありません。ご理解いただいた上で、貴社の広告宣伝活動にご利用ください。